



2 快適な地域環境の保全

【現 状】

◆生活空間

本県では、都市の緑と空間を確保し、都市のうるおいの創出、自然とのふれあいの推進、コミュニティの場の形成や災害時の避難地の確保等のため都市公園の整備を推進しています。また、都市計画区域外の農山漁村地域においても、スポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園（カントリーパーク）が整備されています。

令和4年度末現在、約1,293haが整備され、1人当たりの都市公園等面積は12.3㎡となっています。

道路は、交通機能のほかに散策や憩いなどの休息空間としての機能、街路樹による景観機能や延焼防止空間としての防災機能、さらに西海道や参勤道など歴史・文化的な空間としての機能など、幅広い分野に及ぶ様々な機能を持ち、快適でうるおいのある道路空間の創出等の取組が行われており、河川沿い、干潟、沿岸部の親水空間も、人々のふれあいの場、環境教育の場としての大きな機能を有し、多自然川づくりなどを推進しています。

◆都市景観

本県には、近代的な建築物を有し、駅周辺総合整備事業により新たに生まれ変わった大分市、日本一の湧出量を誇る温泉観光都市の別府市、貴重な文化財や歴史的街並みが数多く残されている城下町杵築市や竹田市、天領として長い歴史を持つ日田市、南蛮文化の香りを現在に伝える臼杵市など、地域の人々が長い歴史の積み重ねの中で築いてきた独自の文化を持つ個性豊かな都市が形成され、独特の都市景観が形成されています。

しかし、これらの都市も、近年の急激な都市化の進展や開発により、周囲の自然環境と人工構造物との不調和、街並みの不ぞろい、違法な屋外広告物などの景観上の問題が数多く生じています。



別府市の街並み



◆緑

豊かな自然に恵まれた本県は、高度経済成長期から県都である大分市を中心に都市化が進み、人口増加や農業から工業への産業構造の転換により、都市近郊の緑地が住宅地や工業用地として大規模に利用されることになり、みどりが次第に消失していきました。

そこで、緑化の保全及び回復を総合的に行うため、昭和48年に大分県環境緑化条例を定め、県緑化地域内の緑地の保全や特別保護樹木等の指定を通じて、緑化推進を図っています。

◆農山漁村の多面的機能

本県の農山漁村は、四季折々に異なる豊かな自然空間が広がるとともに、棚田の持つすばらしい田園風景など、日本の原風景とも言われる美しい景観に恵まれています。また、農山漁村地域を取り巻く自然環境は、水源のかん養、土壌侵食、土砂崩壊防止、二酸化炭素の吸収源、水質浄化、保健休養の場の提供、生態系の維持など、県民生活において重要な公益的機能を担っています。

農林水産業・農山漁村は、食料や木材等を供給するだけでなく、その生産活動を通じた水源のかん養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等、様々な公益的機能を発揮しています。

国のみどりの食料システム戦略^{*}の策定や、消費者の環境に対する関心が高まる中、環境保全型農業の取組が進んでいます。

◆文化財

本県には、古墳や磨崖仏といった史跡や、名勝、動植物等の天然記念物、また、棚田や里山^{*}など地域における人々の生活・生業や地域の風土により形成された景観地である文化的景観など、自然環境と一体となった文化財が数多く存在しています。令和5年度現在、944件の文化財が国・県の指定・選定を受けていますが、このうち記念物（史跡・名勝・天然記念物）や重要文化的景観は273件を数え、人間の営みと自然とを結びつける貴重な文化遺産として保存活用されています。

代表的なものとして、亀塚古墳や岡城跡を始め臼杵磨崖仏などの史跡や豊かな自然景観を呈する名勝耶馬溪、大船山のミヤマキリシマ群落、くじゅう火山群のイヌワシ、宇佐市院内町のオオサンショウウオ、高崎山のサル生息地、祖母・傾山系のカモシカといった天然記念物、また、古の人々の生活・生業とともに形成されてきた田染荘小崎の農村景観などがあります。



【文化財件数】

(令和6年3月31日)

国指定等の文化財		県指定の文化財		合計
重要文化財（国宝4件含む）	91	有形文化財	502	593
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	14	18
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	46	史跡	107	153
名勝	6	名勝	6	12
天然記念物（特別天然記念物2含む）	24	天然記念物	79	103
重要伝統的建造物群保存地区	2	—	—	2
重要文化的景観	5	—	—	5
選定保存技術	0	選定保存技術	1	1
合 計	186	合 計	758	944

【課 題】

- 地域の特性を活かした優れた都市景観の創出や保全が必要です。
- 都市における自然的環境と共生できる土地利用が重要です。
- 地域の自然的・文化的特性を活かしたうまいおいのある都市空間づくりを推進する必要があります。
- 良好な景観を形成し、風致を維持するため、街並み景観と不調和な屋外広告物の規制や整理が必要です。
- 農地、森林、海浜の有する多面的機能の維持が危惧されていることから、こうした機能を維持するためにも、引き続き、県民と協働して活性化に努めていく必要があります。
- 農林水産業の持続的発展を図るためには担い手の確保・育成を図り、環境と調和のとれた生産活動を進めることが重要です。
- 化学物質による環境負荷を低減するため、化学合成農薬・化学肥料をできる限り削減した栽培や有機農業などの環境保全型農業の推進が必要です。
- 農作物への過剰な施肥等により窒素やりんが河川や地下水等に流出しないよう、削減対策に取り組む必要があります。
- 地域の歴史や自然を代表する優れた文化財を保護・保存し、次世代へ継承することが必要です。
- 本県の文化財を広く県民が活用し、身近に接することができるよう周辺環境の整備や情報整備を推進する必要があります。
- 地域住民が一体となって文化財の保存・活用を図るとともに、文化財愛護思想を高めることが望まれます。
- 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして、防災・減災、気候変動、地域経済の活性化など社会課題との調和を図っていく必要があります。

**【これからの主な取組】****(1) ゆとりある生活空間の保全と創造****① 都市公園の整備の推進**

- 都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民のふれあい、余暇活動の場を提供するため、憩いやレクリエーションの場となる地域の特性を活かした都市公園、緑地等の計画的な整備や良好な都市環境の形成を促進し、緑豊かな生活環境の創出を図ります。

② 道路空間の整備の推進

- 良好な景観を形成する道路緑化は沿道状況などを勘案して行うこととし、加えて適切な維持管理に努めます。
- 道路の線形や構造、色彩、植栽の種類等が地域の街並みや自然、歴史・文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。

(2) 美しい景観の形成**① 調和のとれた美しい景観の形成**

- 優れた景観を保全し、魅力ある景観づくりを推進するため、緑化や周辺環境と調和した建築物の設置などについての普及・啓発に努めます。
- 屋外広告物について、良好な景観を形成し、また風致を維持するため、適正な設置の指導に努めます。
- 市街地の整備において、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成に努めます。
- 漁港、海岸等の清掃活動を推進し、沿岸環境の保全と快適な生活環境の確保に努めます。
- ごみのポイ捨てや放置自転車、落書きをなくし、美しい景観の維持に努めます。
- 農業の営みの中で創り出された棚田や田園風景などの農村景観の保全に努めます。

② 景観保全及び環境美化の普及・啓発

- 身近な道路、河川、海岸、公園などの清掃活動、花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、快適な生活環境の確保に努めます。
- セミナーの開催等を通じ、良好な景観形成に関する機運の醸成を図ります。
- 複数の市町村にわたる広域景観を保全・形成するための方針を示し、市町村間の連絡調整の場づくりなどの支援を行います。

(3) 身近な緑の保全と創造**① 身近な緑の保全**

- 社会資本整備にあたっては、周辺の自然環境に配慮しながら、在来種を使った植栽や動植物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全・創出に取り組みます。
- 市街地やその周辺の自然・緑地を緑化地域等に指定するなどし、環境緑地の保全を図ります。



- 都市における公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の保全に努めます。
- 貴重な樹木・樹林を特別保護樹木・樹林に指定し、保全を図ります。
- 遊休化した農地については、土地基盤を整備し担い手等への集積を図るほか、地域住民による農用地保全活動を支援し、緑の復元に努めます。
- ほ場、農道等の整備にあたっては、農村景観との調和を図るように努めます。

② 緑豊かな環境づくり

- 周辺景観や生活環境に配慮するため、公共施設の緑化を計画的に推進します。
- 緑化用樹木の計画的な供給を図り、環境緑化を推進します。
- 良好な都市環境の形成を図るため、公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の整備を促進します。

③ 県民総参加の森づくりの推進

- 森林の重要性についての県民理解を深めるため、次世代の森づくりを担う「みどりの少年団」の育成、NPOや企業などによる森づくり活動等を推進します。

(4)身近な水辺の創造

① 河川、海岸等における親水空間の確保

- 地域住民が散策や野外レクリエーションを行える憩いの場など生物多様性や周辺景観に配慮した水辺空間の創造に努めます。
- 河川、溪流、湖沼、海岸、港湾、ダム等の整備においては、生物多様性や周辺景観に配慮しながら、水辺の自然に親しみ、憩うことのできる水と緑豊かな親水空間の確保に努めます。



河川での環境学習会



親水空間（竹田市玉来川）

② 農業用水利施設における水辺の確保

- 農業用水路、ため池等の農業用水利施設においては、周囲の環境との調和を図りつつ整備を進め、憩いとやすらぎの場としての保全に努めます。



③ 都市における水辺の確保

- 都市において、都市住民が水と緑豊かなうまいのある生活を送ることができるよう、緑地を整備するとともに、生物多様性に配慮しながら養浜等により海浜などを創出し、親水空間の確保に努めます。



別府港海岸関の江地区海開き

(5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・保全

① 農地の適切な管理・保全

- 中山間地域における集落営農法人等の経営強化により、農地の適切な管理・保全に努めます。
- 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度[※]を活用し、農地や水路など地域資源の適正管理を推進します。
- 地域の実情に応じて棚田等の維持・保全活動の推進に努めます。
- 地域住民やNPOなどとの協働による景観・生態系・生産基盤の保全活動の啓発に努めます。

② 農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全

- 戦後、荒廃した森林の再生のためにスギ・ヒノキを可能な限り植栽して人工林を増やしてきましたが、現在は、木材生産を効率的に行える林地かどうかを判断し、緩・中傾斜地を中心とした木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林の整備を推進します。
- 人工林の多くが利用期を迎え、木材生産量が増加傾向にある中、林業の成長産業化と環境保全を含めた森林の公益的機能の発揮を両立するため、「伐って・使って・植えて・育てる」といった循環型林業の確立に向けた取組を推進します。
- 水産資源として有用な動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。
- 資源管理協定の締結・取組内容の検証など、漁業者自らが取り組む徹底した資源管理と



種苗放流による資源造成型栽培漁業を一体的に推進します。

- 土づくりを基本に、環境への負荷低減や生物多様性の保全等にも配慮した有機農業や化学合成農薬・化学肥料低減技術の導入による環境保全型農業を推進します。
- 在来性天敵や生物農薬の利用、抵抗性品種の導入など化学農薬のみに依存しない総合的な病虫害管理体系（総合防除）の普及拡大を図ります。
- GAP等の取組を進め、農業生産現場における効率的施肥や農薬の適正使用により、農業生産に起因する環境負荷物質の排出抑制を図ります。
- 農用地の土壤汚染の監視を行い、適正な土壤環境の維持を図ります。

③ 豊かで生産力のある沿岸環境づくり

- 豊かで生産力のある沿岸環境を維持・向上させるため、内湾漁場での**海底耕うん・堆積物除去**[※]などによる藻場や干潟の保全・再生を図ります。

(6)文化遺産（文化財）の保存・活用・継承

① 文化財の保存・管理の推進

- 県内各地における文化財の実態を把握し新たな指定等に取り組むとともに、史跡、名勝、天然記念物など歴史的・学術的に価値の高い文化財の保存・管理に努めます。
- 農業の営みの中で築造された、ため池や水路橋などの歴史的農業水利施設の保全に努めます。
- 棚田や里山など人と自然との関わりの中で造り出された文化的景観の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、埋蔵文化財の取扱いについて事前に十分な調整を図り、重要な遺跡については、その保護に努めます。
- 大気汚染や酸性雨など環境汚染が歴史的建造物や石造文化財等に及ぼす影響について調査研究し、それらの保存・管理に努めます。

② 文化財を活用したまちづくりの推進

- 大分県**文化財保存活用大綱**[※]を踏まえた、市町村における「**文化財保存活用地域計画**[※]」の作成等を通して歴史的・文化的な遺産を保存し、都市住民との交流を通じて農村の歴史・生活・伝統が息づく地域づくりを推進します。
- 地域に残る歴史的・文化的遺産の保存、修復に努めるとともに、これらを積極的に活用して、周辺環境と調和した歴史的・文化的な雰囲気のあるまちづくりを推進します。
- 地域にある文化財や伝統文化に関する積極的な情報発信を通じて、次代を担う子どもたちが文化財や伝統文化に対する理解を深め、地域を愛し、その環境を守ろうとする意識の醸成を図ります。
- 地域で継承されてきた伝統行事への県民の参加を促進するなど、地域の文化財や伝統を大切にす県民意識の醸成を通して活力あるまちづくりを目指します。

③ 文化財を活用した施設の取組の推進

- 文化遺産の保存の拠点となる県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センター



の充実を図り、県民が文化財にふれあう機会の創出に努めます。

- 歴史的・文化的遺産としての役割や価値、保存・活用・継承の重要性等について、普及・啓発活動を推進します。



デジタル技術を活用した歴史学習（歴史博物館）



下山古墳について学習する子どもたち

(7)自然の多様な機能の活用

- 防災・減災、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に自然環境が有する多様な機能の活用を推進し、普及・啓発を図ります。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R 5	R10	R15
日本型直接支払協定面積※	ha	41,121	41,710	42,220
漁場再生面積（累計）	ha	64,900	80,300	84,200



3 持続可能な温泉利用の推進

【現 状】

「日本一のおんせん県」である本県は、豊富な温泉資源に恵まれており、令和4年度末の源泉総数は、5,090個、湧出量は295,708L／分とともに全国第1位となっています。また、地熱発電についても、日本の発電実績の約43%にあたる約83万MWhの発電が行われており、全国第1位（令和4年度）となっています。

温泉は浴用のほか、小規模地熱発電、施設園芸、養魚等の産業面でも幅広く利用されています。

【全国の状況】

● 源泉総数の上位5都道府県

	都道府県名	源泉総数(個)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	5,090	18.2
2	鹿児島県	2,738	9.8
3	北海道	2,229	8.0
4	静岡県	2,209	7.9
5	熊本県	1,334	4.8
	全国合計	27,932	100.0

● 自噴と動力揚湯量合計の上位5都道府県

	都道府県名	合計量(L/分)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	295,708	11.8
2	北海道	196,262	7.8
3	鹿児島県	175,145	7.0
4	青森県	138,559	5.5
5	熊本県	129,962	5.2
	全国合計	2,515,272	100.0

※出典：「令和4年度温泉利用状況報告書（環境省）」による。

【大分県の状況】

● 源泉総数の上位5市町村

	市町村名	源泉総数(個)	県合計に占める比率(%)
1	別府市	2,839	55.8
2	由布市	1,068	21.0
3	九重町	432	8.5
4	大分市	241	4.7
5	日田市	151	3.0
	県合計	5,090	100.0

● 自噴と動力揚湯量合計の上位5市町村

	市町村名	合計量(L/分)	県合計に占める比率(%)
1	別府市	102,671	34.7
2	九重町	86,743	29.3
3	由布市	51,965	17.6
4	大分市	16,532	5.6
5	日田市	13,161	4.5
	県合計	295,708	100.0

※出典：「令和4年度温泉利用状況報告書（大分県）」による。

【地熱発電の状況】

● 地熱発電の上位5都道府県

	都道府県名	発電実績(1,000kWh)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	830,364	43.3
2	秋田県	409,909	21.4
3	鹿児島県	362,537	18.9
4	岩手県	151,457	7.9
5	北海道	83,333	4.3
	全国合計	1,916,239	100.0

※出典：「2022年度電力調査統計（経済産業省資源エネルギー庁）」による。

**【課 題】**

- 特別保護地域や保護地域内でも泉温の低下などが生じ、温泉資源の衰退化の兆候が見られる地域が現れてきています。
- 湯けむり景観を生み出す噴気・沸騰泉などの高温泉が多数あることが本県の特徴ですが、浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの多段階・多目的利用を推進していく必要があります。
- 地熱開発を始めとする新規の温泉開発においては、温泉資源の保護や地域の環境保全に関する合意形成を図るなど、地域に配慮した開発が求められています。
- 長寿社会の到来、余暇時間の増大、健康に対する関心の高まりなどを背景とする利用者のニーズに対応した温泉地の育成が求められています。

【これからの主な取組】**(1)温泉資源の保護と有効利用の推進****① 温泉資源の保護**

- 温泉の新規掘削の制限や特別保護地域内での規制強化など、温泉法に基づく規制や指導を徹底し、「おんせん県おおいた」を支える温泉資源の保護に努めます。
- 温泉資源衰退化の兆候が見られた場合、温泉資源量調査を実施し、地域規制の見直し等を含めた、新たな保護対策を検討します。
- 主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域でも湧出量などの**モニタリング調査**※を実施し、温泉資源の衰退化を未然に防止するため、観測体制を強化します。
- 有限である温泉資源の適正な保護と持続可能な温泉利用の両立を図ります。



温泉のモニタリング調査

② 温泉資源の有効利用の推進

- 限りある貴重な温泉資源を有効利用し、保護を図るため、泉源の湧出状況や利用実態を把握します。



- 地熱発電を目的とした温泉開発にあたっては、市町村と連携し、地域と共生した開発を促進します。

(2)多目的利用と温泉地づくり

① 多段階・多目的利用の推進

- 浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの活用を図るため、既存の温泉を活用した温泉熱発電や施設暖房等の多段階利用を推進します。
- エネルギーとしての温泉を利用した施設園芸、養魚、ヒートポンプなど、温泉の多目的利用を推進します。

② 調査研究の推進

- 温泉の湧出メカニズムや温泉が心身に与える影響などについて、地球科学、医学等の見地から調査研究を推進します。
- 県民の温泉に対する理解を深めていくため、調査研究の成果をわかりやすくまとめ情報発信していきます。

③ 特性に応じた温泉地づくり

- 都市化の進展、余暇時間の増大等を背景にした自然志向や健康志向の高まりなど、多様化する利用者のニーズに対応するため、自然景観、街並み、歴史など地域の魅力を生かした温泉地を育成します。
- 多様な泉質に由来する様々な効用や地域の古くからの湯治文化を生かし、温泉療養や健康増進に向けた温泉利用を推進します。
- 湯の花小屋や湯けむり等の景観、豊富な泉質を背景とする湯巡りや飲泉など、観光資源としての温泉利用を推進し、地域で継承されてきた温泉文化を守る活動を推進します。
- 温泉利用者の健康保護のため、公共利用施設の実態調査等を実施し、泉質や成分揭示の徹底を推進します。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R 5	R10	R15
モニタリングを行う源泉数	個	34	35	35



4 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進

【現 状】

◆多様な地域資源の活用

本県には海拔0 mから九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山の1,700mを超える山々に至るまで、海、川、山と移り変わる自然を体感できるという魅力があります。

県民にとっては当たり前の風景ですが、都市や海外から訪れる人々からは海、島、山、高原、渓谷、滝、鍾乳洞などの複雑な地形や雄大な自然が織りなす景観に加えて、新緑や紅葉、季節ごとに野や山を彩る花など、これほど何でも揃っている所は他にないと言われています。

平成29年6月に登録された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、原生林やニホンカモシカを始めとする貴重な野生動植物などの生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指し、大分、宮崎の2県6市町と関係機関等からなる推進協議会を中心に、豊かな自然を活かした地域づくりに取り組んでいます。自然の豊かさや保全の重要性を次世代へ伝えるため、調査研究や自然との共生などの教育活動とともに、キャニオニングやボルダリングといった自然体験など、自然環境を活かしたエコツーリズムも進んでいます。

また、姫島村、豊後大野市は、平成25年9月に日本ジオパークの認定を受け、地質遺産の保全、調査研究を行いながら、ジオパークを教育活動やツーリズムに活用し、地域資源の保全意識の向上や地域の魅力の再発見につなげる取組を行っています。県では、このような取組を推進するとともに、両地域のジオパーク活動が持続可能なものとなるよう、受入体制の整備等を支援しています。

さらに、より多くの人々がジオパークを身近に感じ、地質や自然に対する興味、理解を深めることを目的として、商業施設等でのワークショップイベントの開催や科学や自然に興味のある子どもを対象とした体験科学講座の実施等、両地域の情報発信や普及・啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

加えて、くじゅう地域は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山での登山が盛んです。山頂からのすばらしい眺望を求めて、全国から多くの登山者が訪れており、特にミヤマキリシマの開花時期や紅葉シーズンには、日に数千人の登山者が訪れることも珍しくありません。

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図るため、国は「国立公園満喫プロジェクト」を平成28年度からスタートさせ、阿蘇くじゅう国立公園は、全国8公園のモデル地域の一つに選定されました。阿蘇くじゅう国立公園の特徴である、雄大な自然とそれを支える人々の営みをコンセプトとし、環境省や熊本県などの関係機関と連携して、具体的な取組方針を示す「阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム」を策定し、公園利用者が安心安全に利用できる受入環境づくりや地域が一体となった体制づくりなどを進めています。

また、国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業とそれに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。さらに、本地域では修正鬼会、御田植祭、どぶろく祭りといった農耕に関する伝統芸能などが継承されています。

ユネスコエコパークや日本ジオパークなどにおいては、観光ツアーや教育活動などを通じて、



自然を楽しみながら、地域の自然環境やそこで生まれた歴史・文化等について学ぶといった、自然との新たなふれあい方も注目されています。

◆観光資源としての自然の活用

人々のたゆまぬ努力により保全されてきた本県のすばらしい自然景観は、地域の財産のみならず、観光資源としても非常に重要です。

県では、こうしたすばらしい自然環境を観光にも活かすため、新たに「大分県アウトドアガイド認証制度」を創設し、登山やサイクリング、カヌーなど様々な体験を通してその魅力を伝えるガイドの育成に着手しているほか、自然を活かした体験サービスの開発支援にも取り組んでいます。また、令和6年3月にはおんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例を制定し、自然や文化を守りながら、それを活かして観光振興、地域振興を図るアドベンチャーツーリズム[※]推進の機運を盛り上げようとしています。

◆自然とのふれあい

本県は、森林、草原、河川等の豊かな自然が存在し、展望地、休憩地、歩道等の利用施設が整備され、多くの人々が観光、登山、ドライブ、海水浴、自然観察会等を通して、自然に親しんでいます。

しかし、自然とのふれあいの機会が増えることにより、貴重な動植物の捕獲・採取やごみの放置など自然を傷つける行為も見られます。

【課 題】

- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産など多様な地域資源の保全と活用を図るとともに、持続可能な取組となるよう支援する必要があります。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、ニホンジカの食害や登山者の増加、気候変動の影響等により、エコパークの核心・緩衝地域を通る登山道沿いで、植生の衰退や表土の侵食がみられ景観にも影響が生じています。
- くじゅう地域では、ミヤマキリシマの開花時期や紅葉の時期に観光客や登山者が集中することにより、路上駐車が発生やごみやトイレ関連のマナー違反などが生じており、オーバーユース対策に取り組む必要があります。
- 国東半島宇佐地域では、過疎化、高齢化が進む中、生物多様性の減少を食い止め、維持していくためには、現在の生物相や農業を始めとする社会活動と生物の生息環境を整理し、保全活動を進めていく必要があります。また、その基礎となる希少野生動物の生息などに関する調査や普及・啓発、環境保全に関する実践活動を通した環境教育を推進する必要があります。
- 国東半島宇佐地域の一部地域においては、過疎化、高齢化により、農耕に関する伝統芸能などの伝承が困難になりつつあります。また、農耕と結びついた食文化として、地域で採れる旬の農産物を使った数多くの郷土料理があり、これらを家庭では親から子へ、地域では次世代へと伝承していくことも必要です。



- 地域の特徴ある観光素材の発掘と磨きを継続していくとともに、貴重な観光資源の景観保持やビュースポットの整備などの取組を進める必要があります。また、自然環境を活かした学習プログラム、アクティビティ（遊び）の開発支援などを通じて、本県の自然の新たな魅力の定着を図る必要があります。
- 人と自然の関わりにおいて、自然環境に負荷をかける可能性や豪雨や落雷、危険な生きものとの遭遇などの危険性について、県民に啓発する必要があります。
- 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用するなか、植物の採取やごみの放置など自然を傷つける行為も後を絶たないため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。

【これからの主な取組】

(1)多様な地域資源を活用したエコツーリズムの推進

- ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などの地域資源を活用した地域づくりを推進します。
- ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などを活用した教育・学習活動等を通じ、地域資源の保全意識の醸成や地域の魅力の再発見につなげる取組を推進します。
- これらの地域資源を支える人材の育成のため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成やスキルアップを図ります。
- 情報発信を推進するとともに、受入れ環境の充実・強化を図ります。

① 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

- 自然や歴史文化などの魅力とあわせて、様々な環境保全活動の取組や成果を発信し、自然志向の観光客やサステナブル意識の高い学生などを県内に呼び込みます。
- 自然を核とした地域の魅力について、国内外に向けた情報発信に取り組みます。
- 大学や地域団体等との連携により、地域の自然環境や社会・文化等を活用し、**持続可能な開発のための教育（ESD）**^{*}を推進します。
- 地元ガイドを活用した登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開等を通じ、自然環境の保全と持続的な利用を促進します。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の構成団体として、協議会が行う核心・緩衝地域のモニタリング調査などに積極的に取り組みます。



祖母山とアケボノツツジ



藤河内溪谷キャニオニング

② 日本ジオパーク

- 日本ジオパークでは、地域の自然環境や文化など多様な地域資源を活用した**ジオツーリズム**^{*}の推進を支援します。
- 貴重な地質遺産の調査研究及び活用を支援します。
- 姫島村、豊後大野市と連携した情報発信に努めます。
- 日本ジオパークを支える人材の育成を図るため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成を支援します。



観音埼火口跡（姫島村）



出会橋・轟橋（豊後大野市）

③ くじゅう地域

- 阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトにおいて、国、市町、関係機関と連携して、保全と活用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図ります。
- ふるさと納税の活用や任意の協力金など利用者負担の仕組みを検討します。

④ 世界農業遺産

- 農業生産活動の維持支援や水源かん養機能の維持増進、鳥獣の生態に応じた捕獲対策の推進などを通じて生物多様性の保全に取り組みます。
- 伝統芸能等を守り継承していくため、人材の育成や伝統芸能の開催等を支援します。
- 地域食材を活用した郷土料理に関する食文化の伝承と情報発信を行い、小・中学校において給食での地産地消に取り組むとともに、収穫体験を通じ食育等を推進します。



- 森林や自然環境の保全に関する各種専門家を招聘し環境教育講座を開催するなど、地域の学校や公民館等での環境教育を推進します。

(2)アドベンチャーツーリズム等観光産業の振興

- アクティビティを通じて、その地域ならではの自然や文化を体験できることに加え、環境への負荷軽減、地域コミュニティの維持・発展等のサステナブルな取組に寄与するアドベンチャーツーリズムの推進に努めます。
- 九州オルレ[※]、ロングトレイル[※]、フットパス[※]など、大分県ならではの自然を満喫できる観光の機会を提供することにより、環境保全への理解促進に努めます。
- 農山漁村ツーリズム[※]等により都市と農山漁村との交流の促進に努めます。
- 森林のもつ保健・レクリエーション機能や良好な景観等を観光資源として利活用していきます。



ATフィールドワーク（佐伯コースSUP）

(3)ふれあいの機会づくりの推進

- 森林、草原、河川、干潟などの様々なフィールドにおける自然観察会や体験学習会など、自然とふれあう機会の充実を図るとともに、指導的役割を担う人材の養成や指導者相互のネットワークづくりを促進します。
- 自然観察会や保全活動を行っているNPOとの協働を推進します。
- 地域の自然環境、利用状況等を踏まえつつ、歩道、駐車場、公衆便所等の整備に努めます。
- 自然に対する正しい理解と深い認識を培い、モラルの向上を図るため、環境意識の普及・啓発に努めます。



指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R 5	R10	R15
ジオガイド認定者数（累計）	人	150	200	200
阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数（大分県分）	千人	3,242 (R4)	6,120 (R9)	6,420 (R14)
農山漁村ツーリズム宿泊延べ人数	人泊	5,000	5,520	5,740



第5節 環境を守り活かす担い手づくりの推進



1 “未来”につながる人材育成

【現 状】

◆環境教育

本県の美しい自然と快適な環境を守り、将来に継承するため、県では、県民一人ひとりが環境に関する意識を高め、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動できるよう、学校や地域、職場など様々な場やあらゆる世代における環境教育を推進しています。

学校においては、持続可能な社会の担い手を育成するため、教科等横断的な環境教育を通して、児童生徒の環境への意識を高める学習を行っています。保育園等においては、未来を担う子どもたちが、楽しみながら環境問題に関心を持つことができる機会を提供しています。

また、地域においては、市町村ごとの環境保全活動のほか、事業者や民間団体等が環境に配慮した様々な活動に取り組んでいます。

さらに、職場においては、大分県環境教育アドバイザー^{*}による環境講座を開催するなど、従業員に対する環境教育を実施しています。

◆環境教育支援者

令和5年度末現在、県が委嘱した79名の大分県環境教育アドバイザー及び53名の大分県地球温暖化防止活動推進員、各地域で組織された17団体の地球温暖化対策地域協議会^{*}、環境省が登録している環境カウンセラー^{*}などが、それぞれの役割のもと環境教育の推進に取り組んでいます。

◆森林環境学習指導者

九重青少年の家では、平成18年から令和5年までの間に、体験型環境教育のスペシャリストとなる森林環境学習指導者を31名養成しています。森林環境学習指導者は、九重青少年の家及び香々地青少年の家の利用者に対し、体験活動を通じた環境教育の推進に取り組んでいます。

【課 題】

- 地球温暖化やプラスチックごみ問題等、世界規模の課題について県民一人ひとりが関心を持ち、自分のこととして考え、行動を変えることが必要であり、環境教育の重要性がますます高まっています。
- 地域における自然体験活動の場や機会の充実を図るとともに、地域の資源を学習素材として活用する必要があります。



- 他者や生き物への配慮を含め、社会全体を考える人間を育むため、教育的視点に裏打ちされた自然に触れる幅広い体験機会の提供が求められています。
- 環境教育を推進するため、環境保全等に関する専門的な知識や豊富な経験を持った指導者を育成する必要があります。

【これからの主な取組】

(1)あらゆる場・世代におけるESDの視点に立った環境教育の推進

① 学校等における環境教育

- 学校においては、持続可能な社会の創り手を育成するため、地域の特性を活かした学習やグリーンアップおおいたアドバイザーによる環境講座などを通じ、持続可能な開発のための教育（ESD）を取り入れた環境教育を推進します。
- 地域の人材を活かして学校教育を支援する仕組みである「協育」ネットワーク*の活用を推進します。
- 各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて環境教育の推進に努めます。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、国東半島宇佐地域世界農業遺産など、地域の自然や文化等を総合的に活用し、地域と協働した環境教育を推進します。
- 保育園等においては、幼児向け環境劇の実施などを通じて、子どもたちが楽しみながら環境問題に関心を持つことができる機会を提供します。



幼児向けの環境劇の実施

② 家庭、地域社会における環境教育

- 県民が環境について学ぶことができる機会を充実し、参加者に学んだ内容を家庭で話題にするよう促すことで、環境に配慮した暮らしを実践しようとする機運を醸成します。
- 県立施設や公民館、青少年教育施設、森林や自然公園等を活用した講座や自然体験活動を実施します。



- 自治会や子ども会、老人クラブ、NPOが行う環境学習の場にグリーンアップおおいたアドバイザーを派遣し、地域における環境教育を支援します。



子どもたちを対象とした自然体験活動



大分県環境教育アドバイザー派遣事業

③ 職場における環境教育

- 事業者の環境への取組を推進するエコアクション21やおおいたグリーン事業者認証制度の導入を促進するほか、グリーンアップおおいたアドバイザーの派遣等により、職場における環境教育を支援します。

④ 環境教育を推進するための教材の整備と情報の提供

- 環境に関わる学習資料（書籍、DVD、啓発資料等）を学校や環境関連イベント等での環境教育の教材として活用します。
- 本県の環境や環境保全の取組、環境教育に関する情報を県・市町村の広報誌やホームページ、マスメディア等を通じて積極的に、かつ、分かりやすく発信します。

(2)環境教育を担う人材の育成

① 学校における指導者

- 教科等横断的な環境教育の推進に向けて、研修等を通じ環境に関する知識や理解を深めるなど、教員の指導力の向上を図ります。

② 地域における指導者

- 森林環境学習指導者を対象とした研修を通して、環境保全に関する専門的な知見を有し、環境教育を推進する人材の育成と確保に努めます。

③ グリーンアップおおいたアドバイザー

- 学校や地域、職場において、環境保全に関する知識の普及・啓発を図るとともに、県民の自主的・主体的な環境保全活動への参加意欲の増進を図るグリーンアップおおいたアドバイザーの委嘱を進めます。
- グリーンアップおおいたアドバイザー等を対象に環境に関する最新情報の提供や研修



会、グリーンアップおおいたアドバイザー相互の情報交換の機会を設け、指導者のレベルアップを支援します。

④ 大分県地球温暖化防止活動推進員等の育成と活用

- 地域等において、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深める役割等を担う「大分県地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を進めます。
- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、その時代を中心となる若年層への地球温暖化の知識向上と同世代を中心とする若者世代への情報発信を担う「大分県地球温暖化防止活動学生推進員」の任命を進めます。

⑤ 森林ボランティア活動の推進

- 森づくり活動への参画の輪を広げ、県民総参加の森づくりを推進するため、情報誌の発行や支援物品の交付、安全講習等への参加を支援し、森林ボランティア活動を進めます。

⑥ 森林環境学習指導者

- 森林環境学習指導者等のスキルアップのための研修を実施し、環境教育・学習の充実に努めます。
- 青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識を高めるため、森林環境学習指導者の活用を図ります。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R 5	R10	R15
環境教育参加者数	人	12,955	13,000	13,000



2 持続可能な“活動”につながる環境の整備

【現 状】

◆環境保全活動

県では、平成15年度から地域の清掃活動や3Rの推進、地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、平成28年度からは、これを環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」に進化させ、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきました。

そうした取組により、本県では、各地で時節を問わず、清掃活動や啓発活動などの様々な環境保全活動が行われ、多数の県民が参加するなど、取組が着実に広がっています。

また、本県は優れた自然景観や多様な野生動植物など豊かな自然環境に恵まれており、これを守るための活動や体験学習などが盛んに行われています。

今後は、これまでの取組の成果を継承しつつ、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れた施策を展開するグリーンアップおおいたを新たな県民運動として展開していくこととしています。

◆環境保全団体

地域の様々な環境問題の解決を目指して、多くの団体が環境保全活動に取り組んでいます。

おおいたうつくし作戦の牽引役であるおおいたうつくし推進隊や身近な清掃活動や花いっぱい運動などに取り組むうつくし隊は、各地で環境保全活動を実践してきました。

◆県における環境配慮の取組

本県では、平成23年に構築した独自の**環境マネジメントシステム**^{*}に基づき、①大分県環境基本計画の着実な推進、②環境に配慮した事業の推進、③地球温暖化対策実行計画の推進、④グリーン購入推進方針による物品調達、⑤環境法令を遵守した庁舎管理業務の5つを一体的に実施・進捗管理しています。

【課 題】

- 新たな県民運動グリーンアップおおいたを広く県民に知ってもらい、環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動に移すだけでなく、仲間と連携して取り組んでいただくよう促すことで県民運動として展開していく必要があります。
- 新たな県民運動を実践する「**グリーンアップおおいた実践隊**^{*}」が各地で実施する環境保全活動の活性化を図るとともに、持続的な活動につながる取組を支援する必要があります。
- 本県の恵み豊かで美しく快適な環境を守るため、県や市町村には、事業を実施する際の環境に対する配慮や環境保全活動への積極的な参加などの率先行動が求められています。



【これからの主な取組】

(1)環境保全活動の推進

- ホームページやSNS等を活用してグリーンアップおおいた実践隊の活動状況等を発信し、若年層やファミリー層など幅広い世代の環境保全活動への参加を促進します。
- グリーンアップおおいた実践隊へ支援事業の情報提供等を行い、環境保全活動に取り組みやすい環境を整備します。
- グリーンアップおおいた実践隊と行政が情報共有や意見交換を行う**環境保全ネットワーク**※を拡大します。
- 環境美化活動や環境保全の学術研究などに功績があった個人や団体、企業などを顕彰し、環境保全活動を活性化します。

(2)協働による環境保全活動の推進

- それぞれの立場で活動する環境保全団体や地域住民、民間団体、事業者、学校関係者、行政などが連携・協働して環境保全活動に取り組む機会を創出し、より効果的な活動につなげます。



環境保全団体が再生、保存する松林でのマルシェの様子

(3)県、市町村の率先行動の推進

- 事業を実施するにあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品の購入やごみ発生抑制・リサイクル、省資源・省エネの推進などの環境負荷低減のための具体的な行動を市町村と協働し、県自ら率先して実行します。
- 職員の環境に対する意識の向上に努めるとともに、職員の環境保全活動への参加を促します。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
グリーンアップおおいた実践隊登録数（累計）	団体	—	120	145



3 “元気”につながる活動への深化

【現 状】

県民の長年にわたる取組により守り、継承されてきた本県の美しい自然は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などのように国内外から高く評価され、地域ににぎわいをもたらしています。

最近では、他の地域でも環境保全活動によって維持されてきた自然を活かして人々を地域に呼び込み、活性化を図ろうとする動きが生まれており、眼前の自然にとどまらず、これまでの活動のプロセスにも関心を持った海外の学生が、教育旅行として地域を訪れる事例も見られるなど、県内の環境保全活動に対する関心が高まっています。

人口減少は、本県においても顕在化しており、今後、環境保全活動の担い手の確保が困難になることが予想されますが、県内では、地域外の事業者や学生などとの連携を進めることで、環境保全活動の維持を図っている環境保全団体も現れています。

また、省エネ設備の導入や再エネの活用による二酸化炭素の排出削減量や適切な森林管理による二酸化炭素吸収量を「カーボン・クレジット」に還元し、環境保全の取組への貢献を望む事業者やGXに取り組む事業者を提供するなど、経済活動にコミットする動きも見られます。

【課 題】

- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などの恵まれた自然を活用した地域の活性化を一層推進する必要があります。
- これまでの環境保全活動により守られてきた自然の魅力を環境保全活動のプロセスも含めて発信することなどを通じて、サステナブル意識の高い観光客等を地域に呼び込み、活性化につなげていくことが求められています。
- 環境にやさしい暮らし方を選択するなど、環境問題への関心が国内外を問わず高まっているため、グリーンアップおおいたを展開し、観光や移住・定住など経済活動につなげることも重要です。
- 人口減少の中で、地域外の企業や学生、都市部の住民などとの交流を活性化し、環境保全活動を維持・発展させていく必要があります。
- 社会経済の脱炭素化が加速する中で生まれる新たなニーズを捉え、環境保全活動の持続性の確保を図る必要があります。



【これからの主な取組】

- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などの情報発信を推進するとともに、受入れ環境の充実・強化を図ります。（再掲）
- 自然の魅力を環境保全活動のプロセスも含めて発信することなどを通じて、サステナブル意識の高い観光客や本県への移住希望者等を地域に呼び込み、活性化につなげようとするグリーンアップおおいた実践隊の取組を支援します。
- 地域外の事業者や学生、都市住民との交流など、新たな取組を通じて環境保全活動のネットワークの拡大や団体の発展を目指すグリーンアップおおいた実践隊の取組を支援します。
- 社会経済の脱炭素化が加速する中で生まれる新たなニーズを捉えて環境保全活動に経済的な価値を付け、活性化につなげる取組を促進します。



第6節 基盤的施策の推進

本計画の目標を確実に達成するため、各種の環境保全施策を円滑に推進し、また環境保全のための行動を実践するため、次の基盤的施策を推進します。

1 環境影響評価の推進

(1)環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価法及び大分県環境影響評価条例の対象となる開発事業等については、事業者が実施した調査、予測及び評価について、市町村、専門家等の意見等を考慮し、科学的知見を踏まえた厳正な審査を行い、事業者に対して十分に環境へ配慮するよう指導します。また、事業者に対して地域住民と積極的にコミュニケーションを取り、事業に対する理解を得るよう求めるなど、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。

(2)環境影響評価制度の充実

- 環境情報や調査、予測及び評価に係る技術などの環境影響評価に係る各種の知見の集積、事業の実施に伴う環境への影響の実態把握などに努めるとともに、これらを踏まえ、必要に応じて環境影響評価制度の見直しを行います。
- 環境影響評価の対象事業や規模要件については、事業の実施等による環境への影響を勘案し、全国の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 環境に配慮した取組の推進

(1)環境マネジメントシステムの推進

- 事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、知事を環境管理統括者とした県独自の環境マネジメントシステムの取組を推進します。

同システムでは、全所属を対象として、①大分県環境基本計画の着実な推進、②環境に配慮した事業の推進、③地球温暖化対策実行計画の推進、④グリーン購入推進方針による物品調達、⑤環境法令を遵守した庁舎管理業務の5つの取組を一体的に実施、進行管理を行います。

(2)グリーン購入の促進

- 県の事務・事業においては、「大分県グリーン購入推進方針」に基づき、環境負荷の低減に資する製品や役務の調達に努めます。



(3) 県が実施主体となる開発事業における環境に配慮すべき事項

① 構想段階

- 事業計画地の選定にあたっては、周辺環境への影響に配慮し、周辺の土地利用との整合性を図るよう努めるとともに、道路、公共交通機関、下水道、廃棄物処理施設等の都市基盤の整備状況との整合性を図ります。

② 計画段階

- 自然環境の著しい改変を伴う開発は極力避けるとともに、動植物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- 崖崩れや土砂崩れ等を引き起こさないよう、周辺の地形・地質等に十分配慮します。
- 計画地内に林地や緑地、水辺など良好な自然環境が存在する場合は、それらの保全に努めるとともに、自然的要素の多いうろいのある空間の創出に努めます。
- 緑地や裸地の確保、緑化の推進、透水性舗装、雨水利用システム、中水道システムの採用などにより、地域の水循環の保全に配慮します。
- 計画地内に現存する樹木等の活用を図るとともに、植樹・植栽を行う場合には地域の潜在的な植生に配慮します。
- 建築物や工作物等の色、デザインなどは周辺景観との調和を図るとともに、十分な緑地や空間の確保に努めます。
- 歴史的文化的遺産を適切に保護・保存するとともに、これらを積極的に活用して周辺環境と調和した空間の創出に努めます。

③ 実施段階

- 工事に伴う土砂や濁水の流出、粉じん、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境保全上の支障が生じないよう工法の工夫や工事用機械の選択などの適切な措置を講じるとともに残土や廃棄物を適正に処理します。
- 建設・建築資材には、地域材や再生資材等を積極的に採用します。

④ 供用段階

- 日常の事業活動や施設の運営等にあたり環境保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じます。
- 必要に応じて環境への影響について事業者がモニタリングを実施します。

3 公害紛争等の適正処理

- 公害苦情については、市町村との緊密な連携のもと、複雑多岐にわたる公害問題の発生状況を的確に捉え、地域住民の意向を十分に把握して適切な処理に努めます。
- 公害紛争については、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停及び仲裁など、紛争の態様に即した迅速かつ適正な処理に努めます。



- 公害健康被害については、有害物質の排出抑制や環境監視の充実等により、発生の未然防止に努めるとともに、健康被害発生時には、**汚染者負担原則**^{*}に基づき、迅速かつ公正に被害者の救済と健康の確保を図ります。



第4章 計画の推進体制及び進行管理



第4章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

本計画で掲げた目指すべき環境の将来像「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を実現するには、県民、民間団体、事業者、行政が連携し、本県の美しく快適な自然環境を守り育てるとともに、自然の魅力や環境保全活動のプロセスを発信し、企業や地域外の人々とのネットワークを広げていくことが重要です。

そこで、本計画の策定にあわせて、県民、民間団体、事業者等で構成する「グリーンアップおおいた県民会議」を立ち上げ、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めます。

また、県庁内においては、「グリーンアップおおいた実施本部」を中心にして、グリーンアップおおいた推進会議などからの意見や提言等を踏まえ、部局横断的に環境政策を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の目指すべき環境の将来像及び基本目標の実現に向けて、第3章に掲げる各種施策を着実に効果的に推進していくため、計画の適切な進行管理を行います。

1 環境指標の設定

主要施策の実施状況を的確に把握・確認するため、第3章に掲げた施策分野ごとに、原則として数値化された客観的指標として「環境指標」を設定します。

本計画の目標年度である令和15年度において、環境指標として掲げた項目の数値目標を達成することを目指して、毎年度、進捗状況を把握・確認及び検証し、必要に応じてその見直しを行います。

2 進行管理の体制

本計画に掲げた目標達成に向けて、県議会、大分県環境審議会及びグリーンアップおおいた推進会議により、適切に進行管理を行います。

大分県環境審議会は、環境基本法第43条に基づく都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査、審議する学識経験者等により構成される機関です。また、大分県環境基本条例第9条に基づき環境基本計画の策定及びその変更について知事が意見を聴くことが必要とさ



れている機関であることから、本計画の実施状況を報告し、幅広い視野に立って専門的・多角的な視点から意見をいただくこととします。

また、グリーンアップおおいた推進会議において、県民の視点から幅広く意見をいただき、具体的な取組に反映させるなど、環境政策の一層の充実を図りながら、本計画の進行管理を行うこととします。

3 進捗状況等の公表

環境の現状や本計画に基づく施策の進捗状況及び目標の達成状況等については、毎年、**環境白書***及び県のホームページにより広く公表します。

参 考 资 料



1 「第4次大分県環境基本計画」とSDGsの関連表

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

		1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 
目 標	大 項 目					
基本目標Ⅰ 地球温暖化の緩和と 気候変動への適応			○			
	1 温室効果ガスの排出削減の推進					
	2 吸収源対策の推進					
	3 気候変動適応策の推進		○			
基本目標Ⅱ 経済と環境の好循環を 生み出すGXの推進					○	
	1 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出				○	
	2 大分県版水素サプライチェーンの構築					
	3 エネルギー関連産業の成長促進					
	4 ものづくり産業の循環経済への転換					
基本目標Ⅲ 環境への負荷を抑えた 循環型社会の構築				○		
	1 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的 利用の推進			○		
	2 廃棄物の適正処理の推進			○		
	3 大気環境対策の推進			○		
	4 水・土壌・地盤環境対策の推進			○		
	5 化学物質等に係るリスクコミュニケーション			○		
基本目標Ⅳ 豊かな自然の保全と活用			○	○	○	
	1 生物多様性の保全・回復の推進				○	
	2 快適な地域環境の保全		○	○	○	
	3 持続可能な温泉利用の推進			○		
	4 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づ くりの推進				○	
基本目標Ⅴ 環境を守り活かす 担い手づくりの推進					○	
	1 “未来”につながる人材育成				○	
	2 持続可能な“活動”につながる環境の整備				○	
	3 “元気”につながる活動への深化				○	

6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ も守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等を なくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ も守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
○	○	○	○			○	○	○	○		○
	○	○	○			○	○				○
○		○	○				○	○	○		○
							○		○		○
○	○	○	○			○	○				○
○	○	○	○			○	○				○
○	○	○	○			○					○
○	○	○	○			○					○
		○	○			○					○
○			○		○	○		○	○		○
			○		○	○		○	○		○
			○		○	○		○	○		○
			○		○	○			○		○
○			○		○	○		○	○		○
					○	○			○		○
○	○	○			○	○	○	○	○		○
○					○		○	○	○		○
○					○		○	○	○		○
	○	○				○					○
		○			○	○		○	○		○
○						○	○	○	○		○
○						○	○	○	○		○
○						○	○	○	○		○
○						○	○	○	○		○



2 計画の策定について

(1) 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年 10月	策定作業に着手
11月 13日	おおいたうつくし作戦実施本部幹事会（策定について説明）
12月 8日	令和5年第4回定例会 福祉保健生活環境委員会で第4次大分県環境基本計画の策定について説明
20日	大分県環境審議会第32回総合政策部会（骨子案について説明・審議）
令和6年 1月 16日	令和5年度第2回おおいたうつくし作戦県民会議（骨子及び施策の展開案について説明・意見聴取）
2月 26日	令和6年第1回定例会 報告議案提出
3月 21日	令和6年第1回定例会 福祉保健生活環境委員会で骨子を報告
4月 15日	福祉保健生活環境委員会 骨子について説明
25日	大分県環境審議会第33回総合政策部会（素案について説明・審議）
5月 27日	令和6年度第1回おおいたうつくし作戦県民会議（素案について説明・意見聴取）
6月 25日	令和6年第2回定例会 福祉保健生活環境委員会で素案を報告
7月 1日～ 7月 31日	県民意見募集（パブリックコメント）
8月 19日	大分県環境審議会へ諮問
21日	大分県環境審議会第34回総合政策部会（計画案について説明・審議）大分県環境審議会から知事に答申
9月 4日	令和6年第3回定例会 議案提出
17日	令和6年第3回定例会 福祉保健生活環境委員会にて議案審議
24日	令和6年第3回定例会にて議案可決

(2)大分県環境審議会総合政策部会 委員名簿

(令和6年9月1日現在)

役 職	所 属 ・ 職 名 等	氏 名
会長 総合政策部会長	立命館アジア太平洋大学客員研究フェロー	塚 田 俊 三
自然環境部会長	NPO法人おおいた生物多様性保全センター理事長	足 立 高 行
	NPO法人里山保全竹活用百人会 理事長	井 上 隆
	一般社団法人大分県医師会常任理事	井 上 雅 公
水質部会長	大分大学教育学部教授	大 上 和 敏
温泉部会長	京都大学大学院理学研究科附属地球熱学研究施設教授	大 沢 信 二
環境緑化部会長	公益財団法人森林ネットおおいた理事長	大 友 進 一
	日本労働組合総連合会大分県連合会女性委員会幹事	笠 木 梨 恵
	大分大学理工学部教授／ 減災・復興デザイン教育研究センター	衣 本 太 郎
	大分県薬剤師会検査センター副所長兼総務部長 大分県薬剤師会理事	久壽米木 洋子
	日本製鉄株式会社執行役員 九州製鉄所副所長（大分地区代表）	栗 田 泰 司
	認定NPO法人地域環境ネットワーク理事	桑 野 恭 子
	大分地方気象台長	酒 井 亮 太
	NPO法人アースデイ中津 理事	須 賀 要 子
	日本文理大学工学部准教授/人間力育成センター長	高 見 大 介
鳥獣部会長	日本野鳥の会大分県支部 支部長	谷 上 和 年
	大分県シェアリングネイチャー協会 理事長	原 口 サトミ
	姫島村長	藤 本 昭 夫
	弁護士	松 田 健太郎
	大分商工会議所女性会理事	山 本 千 里



(3)おおいとうつくし作戦県民会議 委員名簿

(令和6年9月1日現在)

会 長 関 庄一郎

副会長 各部会長

顧 問 大分県知事 佐 藤 樹一郎

(自然保護・観光部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	日本文理大学	名誉教授	杉 浦 嘉 雄
副 部 会 長	大分大学	理工学部准教授	永 野 昌 博
委 員	日本野鳥の会大分県支部	事務局長	衛 藤 民 子
委 員	日本風景街道 おおいと海への道推進協議会	事務局長	加 藤 千 明
委 員	九重ふるさと自然学校	代表	川 野 智 美
委 員	奈多狩宿住吉海岸の松林を守る会	会長	木 村 謙次郎
委 員	九重の自然を守る会	事務局長	小 山 正 記
委 員	(株)マリーンパレス	飼育部 獣類グループ 主任	佐 藤 名 保
委 員	九州旅客鉄道(株)大分支社	総務企画課 課長	徳 丸 晋 作
委 員	大分を桜でいっぱいにする会	代表	花 井 和 子
委 員	大分県山岳連盟	会長	原 勇 人
委 員	NPO法人アイラブグリーン大分	理事長	二 村 沢 行
委 員	国東半島峯道トレイルクラブ	顧問	山 岡 研 一
委 員	特定非営利活動法人水辺に遊ぶ会	事務局長	山 守 巧
委 員	(株)Kabosu Company	コンサルティングマネージャー	渡 部 順 子

(廃棄物・大気・水環境部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
会 長	(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター	理事長	関 庄一郎
部 会 長	大分大学	教育学部教授	大 上 和 敏
副 部 会 長	(一社) 大分県産業資源循環協会	会長	矢 野 真一郎
委 員	NPO法人 チーム1.5おおいと	理事・事務局長	岩 本 哲 夫
委 員	大分県商工会女性部連合会	理事	江 藤 あけみ
委 員	大分県漁業協同組合女性部	副部長	紀 野 道 子
委 員	(一社) 大分県自動車整備振興会	専務理事	須 藤 正 智
委 員	生活協同組合コープおおいと	組合員理事	瀧 澤 明 子



委 員	一級建築士		詫摩 賢治
委 員	大分県環境保全協議会	会長	利光 正臣
委 員	ゆうび株式会社（大分市キャンプ協会）	総務・人事部	中内 信孝
委 員	大分県食生活改善推進協議会	会長	荷宮 みち恵
委 員	気象予報士		花宮 廣務
委 員	(株)トキハ	総務部長	藤野 嗣久
委 員	大分県生活学校運動推進協議会	書記	古代 紘子
委 員	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋学部 教授	山下 博美

(地球温暖化対策部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	立命館アジア太平洋大学	サステイナビリティ観光学部 教授	須 藤 智 徳
副 部 会 長	認定NPO法人地域環境ネットワーク	理事	桑 野 恭 子
委 員	(一社) 大分県タクシー協会	専務理事	江 熊 春 彦
委 員	おおいたAFF女性ネットワーク	会長	小 原 頼 子
委 員	NPO法人 チーム1.5おおいた	顧問	加 藤 俊 一
委 員	九州電力（株）大分支店	企画・総務部 地域共生グループ長	川 島 俊 介
委 員	(株)堀 木材	専務取締役	志 賀 和 美
委 員			田 北 真 里
委 員	大分瓦斯(株)	取締役 供給部長	戸 高 利 恒
委 員	大分大学	経済学部 准教授	中 本 裕 哉
委 員			原 田 真 美
委 員	(公社) 大分県トラック協会	常務理事	益 永 浩
委 員	NPO法人 チーム1.5おおいた	理事長	松 本 明 美
委 員	REALIZE(株)		松 山 真 弓
委 員	(株)大分銀行	地域創造部 推進役	矢 野 雄 士
委 員	(一社) 大分県バス協会	専務理事	脇 紀 昭
委 員	大分県地球温暖化防止活動推進員		綿 末 しのぶ

(環境関連産業部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	T-PLAN(株)	代表取締役	寺 下 満
副 部 会 長	日本製鉄(株) 九州製鉄所	大分環境防災室長	竹 崎 一 誠



委 員	(株)レゾナック 石油化学事業部 大分コンビナート 生産技術部	生産技術部長	乙 川 千 博
委 員	(有)育葉産業	代表取締役	栗 田 洋 蔵
委 員	(株)JTB 大分支店	業務課長	笹 山 雅 文
委 員	(株)エフバイオス 日田事業所	所長	佐 藤 祐 二
委 員	大分県海面利用協議会	委員	秦 香 織
委 員	大分大学	理工学部 助教	鈴 木 絢 子
委 員	エレファントジャパン(株)	代表取締役社長	高 橋 枝 見
委 員	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長	富 来 昌 博
委 員	太平洋セメント(株) 大分工場	製造部長	宮 脇 良 宗
委 員	(株)環境整備産業	取締役業務本部長	福 永 亮 介
委 員	九州林産(株) 林業部	林業部長	松 尾 正 信
委 員	販売士協会	代表	溝 部 敏 勝
委 員	大分短期大学	特任教授	吉 野 賢 一

(環境教育・ボランティア部会)

役 職	団 体 名 等	職 名	氏 名
部 会 長	学校法人浏野学園 富士見が丘こども園	理事長 園長	浏 野 二三世
副 部 会 長	NPO法人アースデイ中津	理事	須 賀 要 子
委 員	大分県青少年団体連絡協議会	会長	荒 金 淳
委 員	大分県高等学校PTA連合会	副会長	伊 藤 みどり
委 員	大分県自治会連合会	会長	井 上 營 吉
委 員	大分県公民館連合会	副会長	大久保 正 人
委 員	NPO法人国東市手と手とまちづくりたい	副理事長	海 原 明 子
委 員	(公社) ガールスカウト大分県連盟	連盟長	工 藤 喜 賀
委 員	妙音山を守る会	代表	多 賀 文 雄
委 員	大分県シェアリングネイチャー協会	理事長	原 口 サトミ
委 員	(一社) 大分県地域婦人団体連合会	副会長	牧 久 美
委 員	(公財) 大分県老人クラブ連合会	会長	牧 達 夫
委 員	うすき生活学校「Musubi」	代表	矢 田 しのぶ
委 員	大分生物談話会	事務局	柳 本 典 枝
委 員	大分県PTA連合会	会長	山 田 弘 樹
委 員	NPO法人さわやか佐伯	理事	山 本 眞壽美

3 環境指標一覧

基本目標Ⅰ 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
1	温室効果ガス排出量（吸収量考慮）	地球温暖化の現状を把握するため、世界的な指標である温室効果ガスの県内の排出量（吸収量考慮）を指標として設定	千t-CO ₂ 以下	26,211 (R3)	25,109 (R8)	24,007 (R13)
2	大分県地球温暖化防止活動学生推進員による情報発信件数（年間）	地球温暖化対策推進のためには、県民に対して気候変動の影響に関する知識の普及啓発や適応策の周知等が必要であることから、大分県地球温暖化防止活動学生推進員等によるSNS等の情報発信件数を指標として設定	件	—	100	100
3	エコアクション21登録事業者数	企業の環境経営の推進のため、国の認証登録制度であるエコアクション21の登録は大きな意義があるため指標として設定	件	98	123	147
4	おおいたグリーン事業者認証制度登録件数（脱炭素部門）（累計）	環境経営をビジネスチャンスとして取組を行う事業者を把握するため、事業活動に伴い発生するCO ₂ 削減に取り組む事業者の登録件数を指標に設定	件	52	223	331
5	そうせいじゅ 早生樹による再造林面積	森林吸収源対策として、成長の早い早生樹を主体とした着実な再造林を推進するため、指標に設定	ha	59	590	830
6	計画等を策定し地域気候変動適応対策に取り組む市町村数（累計）	気候変動適応策を推進するため、基本となる地域気候変動適応計画を策定している市町村を増やす必要があることから、指標として設定	市町村	5	18	18
7	治水対策により浸水被害が軽減する地区数（累計）	気候変動により頻発・激甚化する水災害に対して周辺住民の安心・安全を確保する治水対策を着実に進めることが必要であるため、指標として設定	地区	—	36	81
8	土砂災害のリスクが軽減される家屋数（累計）	頻発・激甚化する土砂災害から県民の「いのち」と「くらし」を守る砂防施設の整備を着実に進めることが必要であるため、指標として設定	戸	417	825	6,803
9	熱中症一時休憩所等設置箇所数	熱中症対策として、冷房の入った身近な施設を一時休憩所として設置し、県民が外出する際の熱中症予防に活用していただくため、その設置箇所数を指標に設定	箇所	572	595	620
10	温暖化適応品種の導入割合（ぶどう品種：シャインマスカット等）	温暖化の影響により黒色系、赤色系ブドウの着色不良が大きな問題となっており、食味良好で着色不良の心配のない黄緑色系品種の「シャインマスカット」等が温暖化に対応した有望品種として導入が進められているため、シャインマスカット等温暖化適応品種の導入割合（温暖化適応品種の作付面積ha/ぶどう栽培面積ha）を指標として設定	%	23 (R3)	28 (R8)	33 (R13)



基本目標Ⅱ 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
11	企業連携等によるGXプロジェクト創出件数（累計）	GX創出の成熟度を把握するため、GX補助金の採択件数やエコエネルギーチャレンジ支援事業をはじめとした県が関与するGXプロジェクト件数等を指標として設定	件	—	20	40
12	県内の水素ステーション数（累計）	水素ステーションの自立化に向けて、需要と供給それぞれの拡大が必要であることから、水素サプライチェーンの構築の成熟度を測るために指標として設定	基	1	3.0	5.0
13	産業廃棄物再生利用等設備導入支援件数（累計）	産業廃棄物税活用事業として、平成18年度から産業廃棄物の発生抑制・減量化・再生利用に資する設備投資を支援しており、引き続き、県内企業の循環経済への転換による競争力強化の取組を後押しし、持続可能なものづくり産業の育成を図るため、指標に設定	件	86	111	136

基本目標Ⅲ 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
14	おおいたグリーン事業者認証制度登録件数（脱プラスチック部門）（累計）	事業活動に伴い発生するプラスチック削減に取り組む事業者を継続的に支援し、よりプラスチック削減を推進していくため、事業者の登録件数を指標に設定	件	23	42	54
15	大分県リサイクル認定製品数（累計）	廃棄物の有効活用及びリサイクル産業の育成を推進し、認定製品の利用促進を図るために指標として設定	件	383	408	433
16	一般廃棄物の最終処分量	循環型社会の構築を目指すため、家庭などから排出される一般廃棄物等の排出抑制やリサイクルによる最終処分量の削減が重要であることから、指標として設定	t	25,097 (R4)	22,000 (R9)	19,200 (R14)
17	産業廃棄物の最終処分量	循環型社会の構築を目指すため、県内における産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進等適切な処理の推進による産業廃棄物の最終処分量の削減が重要であることから、指標として設定	t	69,820 (R4)	61,300 (R9)	59,300 (R14)
18	PM2.5の環境基準達成日率	PM2.5の生活環境への汚染状況を把握するとともに、汚染防止対策を評価するため、指標として設定	%	100	100	100
19	光化学オキシダント環境基準達成時間率	大気環境基準項目として代表的な環境指標であり、オキシダントの発生原因とされるVOCへの対策など、今後の大気保全対策の評価に必要な項目であるため、指標として設定	%	95	96.5	98.0
20	対策を講じた主要渋滞箇所数(累計)	自動車排ガス対策の推進に資するため、渋滞の緩和を図ることが重要であることから、指標として設定	箇所	29	35	43
21	解体作業等における石綿大気濃度適合率	石綿の環境中への飛散防止のため、解体等の石綿除去作業における工事現場敷地境界等の大気中の石綿の飛散状況を把握することが重要であることから、指標として設定	%	100	100	100
22	道路交通騒音の環境基準達成率	道路交通騒音の環境基準達成状況を評価し、騒音の状況を把握することにより、騒音対策等環境行政に資するため、指標として設定	%	97.5 (R4)	97.8	98.0
23	河川の環境基準達成率	河川における水質の状況を把握するとともに、水質保全に係る施策の実施状況を評価するため、指標として設定	%	93.0 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
24	海域の環境基準達成率	海域における水質の状況を把握するとともに、水質保全に係る施策の実施状況を評価するため、指標として設定	%	94.7 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
25	海岸清掃参加者数	県民総参加による海岸クリーンアップ活動を推進するため、海岸清掃の参加者状況を把握する必要があることから、指標として設定	人	17,489	18,750	20,000



基本目標Ⅳ 豊かな自然の保全と活用

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
26	自然公園指導員の委嘱数	自然公園の保護・保全を促進するため、自然公園内で動植物の保護活動や普及啓発活動等を行う自然公園指導員の委嘱数を把握することから、指標として設定	人	65	69	71
27	NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	自然を守り、育てるためには、専門性が高く、熱意や機動力があり、県民参加型の活動を多く取り入れているNPOと県が連携した保全活動を実施することから、その実施件数を指標として設定	件	111	111	111
28	おおいたの重要な自然共生地域の選定数（累計）	生物多様性の理解促進や保全活動へつなげるため、身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少な野生動植物が生息・生育している地域のうち、法的規制などが無い又は弱い地域を中心に選定・整理された生物情報などを県民に周知することから、指標として設定	件	28	33	38
29	鳥獣保護区特別保護地区の面積	野生鳥獣を保護し、その生息・生育環境を保全するため、保護・管理体制の充実の指標として、特別保護地区の面積を設定	ha	658	658	658
30	日本型直接支払協定面積	中山間地域を含めた農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた地域の共同活動や農地・農業用施設の管理等の取組状況を把握するため、指標として設定	ha	41,121	41,710	42,220
31	漁場再生面積（累計）	豊かで生産力のある沿岸環境の維持・向上を図るため、海底耕うん・堆積物除去や藻場保全等の面積を指標として設定	ha	64,900	80,300	84,200
32	モニタリングを行う源泉数	各温泉地の衰退傾向を把握し、資源保護対策を推進するため、主要温泉地やその周辺地域における温泉の温度、湧出量等のモニタリング調査を継続して実施することから、指標として設定	個	34	35	35
33	ジオガイド認定者数（累計）	地域の自然環境や文化など多様な地域資源を活用し、地域の活性化を推進するため、地域の自然や文化等を紹介するジオパークを支える人材を育成することから、ジオガイドの認定者数を指標として設定	人	150	200	200
34	阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数（大分県分）	多様な地域資源を活用したエコツーリズムを推進するため、豊かな自然の活用状況を測る指標として設定	千人	3,242 (R4)	6,120 (R9)	6,420 (R14)
35	農山漁村ツーリズム宿泊延べ人数	農山漁村ツーリズムの体験を通して、環境への関心や自然とのふれあいの機会増加を促進するため、指標として設定	人泊	5,000	5,520	5,740

基本目標Ⅴ 環境を守り活かす担い手づくりの推進

	指標項目	指標設定の考え方	単位	基準年度	目標値	
				R5	R10	R15
36	環境教育参加者数	あらゆる場・世代における環境教育を推進するため、グリーンアップおおいたアドバイザーによる環境講座や幼児向け環境劇等の環境教育参加者数を指標として設定	人	12,955	13,000	13,000
37	環境保全団体登録数（累計）	環境を守り活かす担い手づくりの増加につなげるため、環境保全団体登録数を把握することから、指標として設定	団体	—	120	145



4 用語解説

あ行

愛知目標 (p4)

2010年（平成22年）に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議（COP10）において採択された、2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。

アドベンチャーツーリズム (p86)

「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3つの要素のうち2つ以上で構成される旅行形態のこと。

AIカメラ (p49)

人工知能（AI）を搭載したカメラで、映像の記録と同時に解析によりリアルタイムで不法投棄を覚知することが可能。

エコアクション21 (p17)

事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めたもの。認証取得により企業価値が向上し、取引先の拡大等につながる。

エコエネルギー (p20)

温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。

エコツーリズム (p9)

自然体系や動植物の生態、又は地域独自の文化の観察ないしは体験を目的とした旅行形態のこと。国際自然保護連盟（IUCN）では、自然保護地域を維持発展させるための資金を生み出し、地域社会の雇用の機会を創出し、旅行者に環境教育の場を提供することで自然保護区域づくりに貢献する自然志向型の観光形態と定義している。

エコドライブ (p17)

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

エコふぁみ (p16)

九州エコファミリー応援アプリの通称。九州7県で共同運営している環境アプリ。毎日エコチェックやエコ記録等の取組を行うことでポイントがたまり、景品があたる。個人が環境活動に取り組むきっかけづくりを目的としている。

エシカル（倫理的）消費 (p5)

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

SDGs (p1)

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。

NPO (p36)

営利を目的としない団体のこと。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法に基づき、県知事などから設立の認証を受けたものを特定非営利活動法人（NPO法人）という。

沿道景観保全地区、沿道環境美化地区 (p69)

大分県沿道の景観保全等に関する条例に基づき、高速道路等から眺望することができる区域のうち景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に、環境の美化が特に必要な道路の沿道を「沿道環境美化地区」に指定している。

おおいたうつくし作戦 (p6)

大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、身近な環境保全活動から地域活性化につながる活動まで、幅広く展開する県民運動。うつくしの「う」は海（海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など）、「つ」は土（肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど）、「く」は空気（澄んだ大気、さわやかな風）、「し」は森林（豊かな自然の象徴）を表す。

**大分県環境基本条例 (p6)**

環境保全に関する基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、基本理念実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いをもつ条例で、平成11年9月に制定。

大分県グリーン購入推進方針 (p17)

県の事務、事業における環境負荷の少ない製品やサービスの優先的な調達を総合的かつ計画的に推進する県の調達方針。県内における環境物品等の市場形成、開発促進を図るとともに、県民、事業者等の環境物品等の購入への転換を促すことを目的とする。

おおいたグリーン事業者認証制度 (p17)

二酸化炭素削減やプラスチック削減に取り組む事業者を県が認証し、認証事業者の取組を支援する制度のこと。

大分県建設リサイクルガイドライン (p48)

公共事業を対象として、計画・設計段階から積算、施工、完成の各段階における建設副産物のリサイクルにかかる具体的な実施事項をとりまとめたもの。

大分県森林環境税 (p67)

林業生産の低迷や農山村の過疎高齢化等により森林の荒廃が進んでいることから、水源のかん養や地球温暖化防止など大切な機能を持つ森林を住民みんなで支えるシステムの構築を目的に、平成18年に導入した県民に広く負担を求める県民税。税収は、森林資源の循環利用や安心安全の森づくり、県民の森づくり意識の醸成等に充てられる。

大分県長期総合計画 (P1)

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにしたもの。大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」が令和6年度末で終期を迎えるため、新たな大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024～新しいおおいたの共創～」が策定された。

大分県リサイクル認定製品 (p19)

廃棄物の減量及び資源の有効利用に資するものを大分県リサイクル認定製品として認定し、認定製品の利用促進を図るもの。

おおいたの重要な自然共生地域 (p66)

身近な自然で生物多様性が保たれている又は希少野

生動植物が生息・生育している地域のうち、自然公園法等による法的規制がない又は弱い地域を中心に大分県が選定する地域。

おおいたプラごみゼロ宣言 (p39)

県民・事業者・行政が連携、協力し、本県のかげがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言（令和5年8月）。

おおいた優良産廃処理業者評価制度 (p49)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法認定制度で規定する優良基準を基本とした県独自の基準により認定するもの。より処理業者が取り組みやすい項目を基準に盛り込んでおり、法に基づく優良産廃処理業者認定へのステップアップを図ることを目的とする。

汚染者負担原則 (p101)

公害防止のために必要な対策を取ったり、汚染された環境を元に戻すための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方。

温室効果ガス (p2)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。

地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質が温室効果ガスとして定義されている。

か行

カーボンニュートラル (p10)

「パリ協定」の目標達成に向け、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を実質ゼロにすること。

カーボンリサイクル (p9)

二酸化炭素を資源として捉え、分離・回収して様々な製品や燃料に再利用すること。

海底耕うん・堆積物除去 (p80)

漁場の底質環境の改善、水産資源の回復・増大など



を目的として、海底を耕すとともに流木等の海底堆積物を除去する作業のこと。大分県では主に、干潟等の浅海域は人力で、沿岸域は貝かい桁けた網という漁法で行う。

化学的酸素要求量（COD） (p57)

水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。

環境カウンセラー (p91)

市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々のことである。「事業者部門」と「市民部門」に区分されている。

環境基準 (p51)

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（行政上の目標基準）として、環境基本法第16条に定義されている。

環境教育アドバイザー (p91)

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。第4次大分県環境基本計画から新しく「グリーンアップおおいたアドバイザー」として運用する。

環境白書 (p104)

大分県環境基本条例第10条の規定に基づき、大分県における環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関する年次報告書で、県では昭和45年度以降毎年度発行している。

環境保全ネットワーク (p96)

環境保全に係る情報共有などを目的とした、団体や行政機関などのつながりのこと。

環境マネジメントシステム (p95)

事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。

間伐 (p21)

隣り合った樹木の葉が互いに接し、立木間の競争が生じはじめた森林において、林木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、樹木の密度調節を目的とした伐採のこと。

気候変動適応センター (p26)

気候変動適応法に基づき県庁内に設置（令和3年4月）されたセンター。

気候変動適応ビジネス (p27)

防災インフラの構築や非常用電源の開発、高温に強い作物の開発など、気候変動に適応した取組をビジネスチャンスと捉えるもの。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC） (p2)

各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年11月に設けられた国連の組織のひとつ。

GAP (p72)

農業における、食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

九州オルレ (p89)

韓国・済州島の言葉で家に帰る細い道を意味するが、現在では、社団法人済州オルレが提案したウォーキングコースを指し、韓国のトレッキング愛好者の間で人気を博している。

吸収源 (p9)

二酸化炭素等の温室効果ガスを吸収する森林や海洋等のこと。

「協育」ネットワーク (p92)

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働（協育）を推進するためのネットワークのこと。

京都議定書 (p21)

1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008～12年における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けている。

クーリングシェルター (p26)

冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱



避難施設（クーリングシェルター）として市町村が指定した誰でも休息できる施設のこと。熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、施設は住民その他の者に開放される。

グリーンアップおおいた (p6)

本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進める「環境先進県おおいた」を目指す県民運動。

グリーンアップおおいたアドバイザー (p41)

グリーンアップおおいたの一環として、県が地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に派遣する講師。

グリーンアップおおいた実践隊 (p95)

県内各地で環境保全活動を通してグリーンアップおおいたを実践する団体。

クローズドシステム (p55)

事業場などで、有害物質や汚濁物質等を排出しないシステム。工程等から生じる排ガスや污水等を、事業場内で処理すること等により、ガスや水を事業場外（一般環境中）に排出せずに、循環・再利用するシステム。

景観行政団体 (p69)

景観計画の策定・変更、景観協議会を組織するなど、地域の良好な景観形成に関する事項を定めることができる景観行政を担う主体のこと。市町村が、知事との協議により景観行政団体となる。

建設副産物 (p48)

建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、建設発生土、鉄などの有価物及び建設廃棄物がある。建設廃棄物でもコンクリート塊などのように再生資源となるものがある。

光化学オキシダント (p51)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン（O₃）、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質の総称である。

さ行

30by30目標 (p4)

2030年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECM

（2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年のCOP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。）により保全しようとする目標。

再生可能エネルギー (p9)

自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど）、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。

再造林 (p9)

人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。県内ではスギ・ヒノキ人工林の伐採後、林業適地には再びスギ・ヒノキの苗木を植栽することが多い。

里山 (p75)

薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。

産業廃棄物税 (p37)

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するため、平成17年4月に導入された目的税。焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入について課税される。

GX（グリーントランスフォーメーション） (p2)

グリーントランスフォーメーション（Green Transformation）の略。温室効果ガスの排出削減と経済成長をともに実現すべく、化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やそれに向けた活動のこと。

J-クレジット制度 (p10)

省エネ設備の導入や再エネ利用による二酸化炭素等の排出削減量、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。企業が二酸化炭素削減目標を達成するために、自社の努力だけでは削減量が不足する場合等にクレジットを購入する。森林事業者は、クレジットによる資金を活用して森林管理を強化するなど、持続可能な林業経営が



可能となる。

ジオツーリズム (p88)

地域の地史や地質現象の理解に資する地球科学的に貴重な地質遺産等を訪ね、大地の成り立ちやその上で育まれた生態系、地域の歴史・文化との関わり等について学ぶことを目的とした旅行形態のこと。

ジオパーク (p12)

地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地（Geo）と公園（Park）を組み合わせた造語。2023年5月現在46地域が日本ジオパークに認定されている。

自然海浜保全地区 (p65)

水際線付近において砂浜等に類する自然の状態が維持されているものや、海水浴、潮干狩りなど公衆に利用され、将来にわたりその利用が行われることが適当であると認められるもの。

自然環境保全地域 (p65)

自然環境が原生の状態を維持している地域、あるいは自然的、社会的諸条件から見て保全することが特に必要な地域で、自然環境保全法や都道府県条例に基づいて指定するもの。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域がある。県内には、6カ所の県立自然環境保全地域がある。

自然公園 (p65)

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や都道府県条例に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2カ所、国定公園3カ所、県立自然公園5カ所がある。

自然植生 (p68)

ある地域に生育する植物集団の総称。一切の人為的介入を停止した場合、その土地の条件下で最も発達すると考えられる植生をいう。

自然共生サイト (p67)

環境省によって認定される、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域。令和5年度より正式認定が開始された。保護地域の内外にかかわらず、4つの認定基準（1. 境界・名称に関する基準、2. ガバナンス・管理に関する基準、3. 生物多様性の価

値に関する基準、4. 管理による保全効果に関する基準）を満たした区域が認定される。自然共生サイトのうち、保護地域外の区域はOECM該当する。

持続可能な開発のための教育（ESD） (p87)

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教）の略。持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが、世界の人々や将来世代、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育む教育のこと。

主伐 (p22)

一定の林齢に達した立木を用材等として販売するために伐採すること。一度に全面積を伐採する「皆伐」と、何度かに分けて抜き伐りする「択伐」がある。

循環型社会 (p3)

廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再利用）を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

親水機能 (p72)

水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーション等を通して、海や湖沼、河川等と身近に親しめること。

水素保安 (p29)

水素を安全に利用するために行う定期点検や保安業務。

スカイパトロール (p49)

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、ヘリコプターを使い、産業廃棄物の埋立処分場や不法投棄箇所、山林・原野などを上空から調査・監視すること。

スマート家電 (p16)

インターネットを介してスマートフォンやパソコンで遠隔操作ができる家電。消し忘れた際の遠隔操作や帰宅にあわせた照明の点灯など節電につながる。IoT家電とも言う。

スマートコミュニティ (p20)

環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電やIT制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。



スマート農業 (p19)

ロボットやAI（人工知能）、IoT（モノがインターネットで遠隔操作できること）などの先端技術や農業データを活用し、農業の生産性向上を図ること。

3R (p3)

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）のこと。

生産林 (p22)

大分県が定める木材などの生産機能を重視する森林。目的樹種の高い成長が期待でき、大半が緩中傾斜地で、団地的なまとまりがあり、路網が整備済又は整備可能な林地。

生態系 (p4)

ある地域に生息・生育する生産者（植物）、消費者（動物）、分解者（微生物）からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。

生態系ネットワーク (p70)

対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点（コアエリア）として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊（コリドー）で相互に連結させる考え方。

生物化学的酸素要求量（BOD） (p57)

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。

生物多様性 (p4)

地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系（生物群集）、種、遺伝子（種内）の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。

世界農業遺産 (p12)

国際連合食糧農業機関（FAO）が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム（林業及び水産業を含む）を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。

ZEH（ネットゼロエネルギーハウス） (p16)

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）の略、通称「ゼッチ」。太陽光発電による電力創出、省エネ設備の導入、外皮の高断熱利用などにより、生活で消費するエネルギーよりも生み出すエネルギーが上回る一般住宅。

ZEB（ネットゼロエネルギービル） (p17)

ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（Net Zero Energy Building）の略、通称「ゼブ」。ZEHのビル版。

早生樹 (p9)

一般的には、スギやヒノキに比べて成長が早いコウヨウゼンなどの樹種を指す。なお、大分県では成長が早いスギのエリートツリー等も含めて早生樹と称している。

た行

多自然川づくり (p60)

洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。

脱炭素社会 (p5)

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡（世界全体でのカーボンニュートラル）を達成する社会のこと。

脱炭素先行地域 (p20)

2030年度までに、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出量の実質ゼロ等を目指す地域。

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度 (p79)

それぞれ、環境保全型農業直接支払制度とともに日本型直接支払制度を構成する3つの制度の1つ。このうち中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を維持するため、平地と生産条件の不利な中山間地域等の農用地の生産コスト差を軽減するもの。多面的機能支払制度は、農地、水路、農道等の保管理を図る共同活動を支援するもの。なお、日本型直接支払制度は、平成27年度から法制度化され、安定的に運営される制度となった。

**地域資源 (p12)**

自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。

地球温暖化対策地域協議会 (p91)

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、行政、事業者、住民等が構成員となり、連携して、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもの。

地球温暖化防止活動推進員 (p17)

地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき都道府県知事が委嘱する、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化防止の取組を推進する運動員。

鳥獣保護区 (p70)

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている地域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

低炭素水素 (p31)

再生可能エネルギー等から製造された水素で、製造過程で排出される二酸化炭素が少ないもの。

デコ活 (p17)

令和4年から開始した国民運動。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿を紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするもの。

な行**日本型直接支払協定面積 (p81)**

農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に対して支援する制度。

ネイチャーポジティブ（自然再興） (p4)

自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。生物多様性国家戦略2023-2030では、2030年ミッションとして「2030年までに『ネイチャーポジティブ：自然再興』を実現する。」ことを掲げている。

熱中症一時休憩所 (p26)

冷房設備と休憩できるスペースを有し、水分補給ができる等、県からの協力要請に応じて休憩所として登録している施設。開放期間は、6月から10月頃のうち、休憩所設置協力施設が対応可能な期間。

熱中症特別警戒アラート (p27)

都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表されるもの。広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある。

農山漁村ツーリズム (p89)

都市の人たちが農山漁村を訪れ、農林作業等の体験をとおして、自然や文化との交流を楽しむ滞在型の旅行形態。

は行**パワー半導体 (p19)**

電圧や電流、周波数を制御する半導体で、従来の抵抗器が使われる変換方式よりも、熱エネルギーによるエネルギーロスが少なく、省エネに貢献することができる。

PRTR制度 (p62)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度。

PM2.5（微小粒子状物質） (p51)

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}$ は1mmの千分の1）以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。

発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。

ビオトープ (p70)

生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語。多様な生物の生息・生育する最小の地理学的単位であり、生物群集の生活空間の一つのユニッ



ト（単位）とする概念と整理することができる。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

干潟 (p68)

内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積して形成される。

フットパス (p89)

イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径（こみち）【Path】”を意味する。

ブラント保安 (p29)

コンビナート等における監視・制御、設備点検など。近年、AIやドローンなどを活用した作業の自動化・効率化が進んでいる。

ブルーカーボン (p22)

藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。

文化財保存活用大綱 (p80)

都道府県における文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めた計画

市町村が作成する文化財保存活用地域計画の基礎となる。

文化財保存活用地域計画 (p80)

市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン及びアクション・プラン。まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組み。

ペルフルオロオクタン酸（PFOA） (p57)

PFOA（ピーフォア）と呼ばれる有機フッ素化合物。主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等に使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境中に蓄積され、人の健康や動植物の生息・生存にさらに影響を及ぼす可能性が指摘されている。

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS） (p57)

PFOS（ピーフォス）と呼ばれる有機フッ素化合物。主に半導体用反射防止剤・金属メッキ処理剤、泡消薬剤等に使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境中に蓄積され、人

の健康や動植物の生息・生存にさらに影響を及ぼす可能性が指摘されている。

保安林 (p22)

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。指定されると、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま行

MaaS (p18)

複数の交通手段を利用する際の移動ルートを最適化し、検索・予約・決済等を一括で行えるサービス。

マイクロプラスチック (p39)

微細なプラスチック類（5 mm以下）のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

みどりの食料システム戦略 (p75)

持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と環境負荷低減のイノベーションを推進する取組。

モーダルシフト (p18)

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

モニタリング調査 (p83)

主要成分などの変化を見逃さないように、同一の地点において、毎回同じ手法により、長期にわたり継続して観測・監視する調査のこと。

藻場 (p22)

海藻又は海草が密生し、それらが有る程度の広がりをもっている海域。チッソやリンを吸収する環境浄化機能を有しており、また、水生動物の産卵場、生育場、餌場となるなど、海の中で重要な役割を果たしている。

有機農業 (p10)

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷を極力低減した方法を用いて行われる農業。

**優良産業廃処理業者認定制度 (p49)**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事、政令市長が認定するもの。排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、処理の適正化を図ることを目的とする。

ユネスコエコパーク (p12)

ユネスコ（国連教育科学文化機関）が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserve（生物圏保存地域）」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。2023年6月現在、134か国748地域、うち国内では10地域が登録されている。

要監視項目 (p57)

「人の健康の保護に係る項目」と「水生生物の保全に係る項目」があり、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして環境省が設定している。

ら行

リスクコミュニケーション (p62)

リスクに関する正確な情報を行政、専門家、企業、市民などの関係者間で共有し、相互に意思疎通を図ること。関係者の間で信頼関係を構築することで、リスクの回避や除去あるいは低減につながる。

ロングトレイル (p89)

登山道や遊歩道などをつなぎ合わせた長距離の自然歩道のこと。歩きながら地域の自然や文化を楽しむことができる。トレイル（Trail）には「踏みならされてできた道」や「小道」の意味がある。



大分県環境教育マスコットキャラクター
「エコ助」

第4次大分県環境基本計画

発 行	令和6年10月
発行者	大分県生活環境部環境政策課
住 所	〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
印刷所	株式会社 フタバ印刷社



グリーンアップ
おおいた